

1. 水道法に基づく水質検査制度

水道事業者等にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務であり、これを常時確保するためには状況に即応した水質の管理が不可欠である。このことから、水道水が水道法第 4 条に定める水質基準（以下、「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断するため、水道法第 20 条第 1 項に基づき、水道水質の定期及び臨時の水質検査を水道事業者等に義務づけている。

定期の水質検査は、水質を常時把握し、その異常の有無を確認するために行うものである。臨時の水質検査は、水源に異常があったとき等水質基準に適合しないおそれがある場合に行うものである。このほか、水道事業者から水の供給を受ける者は、水道法第 18 条に基づき、水道事業者に対して供給を受ける水の水質検査の請求をすることができることから、その請求を受けた場合は、水道事業者は速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならないとされている。

水道事業者等は、速やかに水質検査の結果を把握し、必要な管理上の措置をとり得るように行う必要があるため、水道法第 20 条第 3 項に基づき、原則として水道事業者等が自ら検査施設を設置すべきとされている。しかし、小規模の水道事業者等では単独で検査施設を設置して行うことが困難な事情等もあると考えられ、その場合は他の者に委託して水質検査を行わせた方がその励行が図られると判断できる。このため、地方公共団体の機関又は登録検査機関に委託して行うことが認められている。

この委託制度が導入された昭和 52 年当時の水道法においては、地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定を受けた水質検査機関に委託して行うことが可能とされており、この厚生大臣の指定する検査機関の対象は水質検査の公益性等を考慮し、公益法人に限定されていた。その後、平成 9 年 3 月の「規制緩和推進計画（閣議決定）」に基づき、平成 10 年 11 月 30 日から営利法人も厚生大臣の指定する検査機関の対象となり、さらに、平成 14 年 3 月の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（閣議決定）」に基づき、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移管することを基本原則とし、法令等に明示された一定の要件を備える等行政の裁量の余地がない登録制度を導入するため、平成 15 年に水道法が改正され、平成 16 年 3 月 31 日から水質検査機関の登録制度が施行されている。

この制度では水質検査機関の登録を受けようとする者は、国に登録の申請を行う。国は、登録を申請した者が水道法に定める欠格要件に該当せず、検査施設や検査員及び信頼性確保のための措置に関する登録基準に適合している場合は、この者を登録するよう義務づけられている。

(参考)登録基準の内容

・ 法第 20 条第 1 項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること
・ 一定程度の知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が 5 名以上であること
・ 水質検査の信頼性確保のため、以下の措置がとられていること
➤ 水質検査を行う部門に専任の管理者（水質検査部門管理者）が置かれていること
➤ 水質検査の業務管理及び精度確保に関する文書が作成されていること
➤ 当該文書に従い、水質検査の業務管理及び精度確保を行う専任の部門が置かれていること

登録検査機関は、水道法に基づき、水質検査の委託の申込みがあったときの検査受託拒否の禁止、施行規則に定める検査の方法による水質検査の実施、水質検査料金や受託件数上限等を定めた水質検査の業務に関する規程（水質検査業務規程）の業務開始前における国への届出、水質検査結果等を記載した帳簿の備付け等が義務づけられている。これらの水道法の規定に基づき水質検査が実施されるよう、国が登録検査機関への指導監督を適切に実施することで、登録検査機関の適正な事務及び事業の実施が行われる仕組みとなっている。

(参考 1)水道法施行規則第 15 条の 4 に定める検査方法の内容

・ 水質検査部門管理者は以下の業務を行うこと
➤ 水質検査部門の業務を統括すること
➤ 内部監査、精度管理及び外部精度管理調査の結果に応じて、速やかに是正処置を講ずること
➤ 標準作業書に基づき、水質検査が適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること
・ 以下の業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる信頼性確保部門管理者が置かれていること
➤ 内部監査を定期的に行うこと
➤ 精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと
➤ 内部監査、精度管理及び外部精度管理調査の結果を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を帳簿に記載すること
・ 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること
・ 標準作業書（検査実施標準作業書、試料取扱標準作業書、試薬等管理標準作業書及び機械器具保守管理標準作業書）を作成すること
・ 水質検査の業務管理及び精度確保に関する文書を作成すること

(参考 2)水道法施行規則第 15 条の 6 に定める水質検査業務規程に定める事項

・ 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
・ 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
・ 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
・ 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
・ 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
・ 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿
・ 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
・ 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項
・ 上に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項

(参考 3)水道法施行規則第 15 条の 10 に定める帳簿の備付け事項

・ 水質検査を委託した法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
・ 水質検査の委託を受けた年月日
・ 試料を採取した場所
・ 水質検査を行った年月日
・ 水質検査の項目
・ 水質検査を行った検査員の氏名
・ 水質検査の結果
・ 精度管理及び外部精度管理調査の結果
・ 記録の管理について記載した文書に示した事項
・ 教育訓練に関する記録